

第1約束期間におけるインベントリの審査について(概要)

提出

2010年度～2014年度に第1約束期間(2008年度～2012年度)のインベントリを毎年提出(4月15日×切)

「約束達成のための追加期間満了後の報告書」を提出(2015年7月頃の予定)

2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015

第1約束期間

約束達成のための追加期間(100日間)

第1約束期間のインベントリ提出・審査

審査

提出されたインベントリは、京都議定書第8条に基づき審査(提出から1年以内に完了)

- ◆第1約束期間の5回の審査のうち、少なくとも1回は訪問審査となる。
- ◆不当に自国に有利な値を報告した場合、議定書第5条2の下での調整の対象となることもある。

「約束達成のための追加期間満了後の報告書」の8条審査(報告書提出期限から14週間以内)

京都議定書締約国会合及び遵守委員会への審査報告書提出
↓
(不遵守の疑いがある場合)
遵守委員会執行部による遵守の判定(2016年4月頃までには完了)

- ◆第1約束期間の削減目標達成の可否が判断される。